



ガイドロボット
カートくん

令和7年度改訂版！

ステージ1が中学生に身近な飲み物を購入する買い物に変わったよ！

カートくんの買い物★なびげ～しょん

－ 「消費者の権利と責任」の社会－

解説書

(授業展開例・ワークシート例付)

Stage	買い物をしよう!	考えよう!
1	どの飲み物を買う？	買い物の意味
2	どのTシャツを買う？	かく Tシャツに隠された事実
3	どのドライヤーを買う？	故障 誤使用 こしょう? こしょう? どうしよう!!

消費者的権利と責任



期待される3つの効果

批判的思考力が養える

買い物の疑似体験を通して、
商品を選択する力を養う

消費者の権利と責任の
考え方を身に付ける



東京都消費生活総合センター

はじめに

東京都消費生活総合センターでは、学校での ICT 環境整備、児童・生徒一人1台端末の導入を受けて、Web 上で学習できる消費者教育教材を作成しています。

平成 27 年度に作成した「カートくんの買い物★なびげ～しょんー『消費者の権利と責任』の社会ー」は、「日常の買い物を通じて、商品選択から消費者の権利と責任までを考える」ための教材です。作成にあたっては、「商品の情報を収集・整理し、目的に合った商品を適切に購入できるようになる」さらに「消費者の行動が環境や経済に与える影響を考える」ことを目的としました。具体的には、以下のとおりです。

【ねらい】

- 1 販売方法や支払方法が多様化する中、それぞれの特徴を理解し、適切に情報を収集できるようにする。
- 2 目的に合った商品を買うために情報を集め、比較検討できるようにする。
- 3 消費者の権利と責任を理解し、行動することの大切さに気付く。

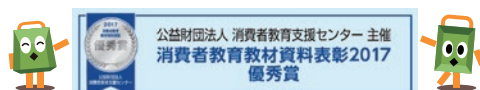
令和 7 年度は、ステージ 1 を中学生に身近な「飲み物」の購入とし、食生活から消費生活を考えられる設定に改訂を行いました。

【改訂したステージ 1 の特長】

- 1 「飲み物」を購入する疑似体験で、ラベルを見て成分表示などを確認し、販売方法を比較し、商品を購入することができる。
- 2 買い物の疑似体験の中で、売買契約、契約の概念を学ぶことができる。
- 3 消費者の意見が、法律の改正や企業の商品開発に反映された例を知ることができる。
- 4 食品ロス問題から、消費者の行動が、環境や社会に与える影響を考えることができる。

本教材は、Web 教材の特性を生かし、生徒がさまざまな情報を参考にしながら、商品の選択を疑似体験することを通じて、「消費者の権利と責任」についても学ぶことができるように構成しています。また、主に中学校の授業で活用されることに重点を置き、本解説書の他に指導者用資料（パワーポイント）も作成しています。学校での消費者教育がますます重要になる中、本教材が中学校での消費者教育の一助になれば幸いです。

令和 8 年 3 月 東京都消費生活総合センター



※「消費者教育教材資料表彰 2017」Web サイト部門で優秀賞を受賞

目次

1. 中学校における消費者教育

1. 消費者教育の推進に関する法律と中学校における消費者教育 1
2. 東京都の公立中学校における消費者教育の取り組み 1

2. 教材紹介

1. 消費者教育 Web 教材の使い方 2
2. 消費者教育 Web 教材及び指導者用資料（パワーポイント）解説のポイント 4
3. 飲み物（販売方法）、T シャツ、ドライヤー商品の比較画面一覧表 11

3. 指導者のための押さえておきたい知識

1. 消費者市民社会と本教材の目標 12
2. 消費者を巡る状況と消費者関連法の歴史 14
3. 持続可能な社会とエシカル消費 16
4. 製品の安全性に関する基準 18

4. 授業展開例及びワークシート

1. 中学校における消費者教育の指導計画例 20
2. 消費者教育 Web 教材を活用した授業展開例及びワークシート 22

1. 消費者教育の推進に関する法律と中学校における消費者教育

消費者教育の推進に関する法律は、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することを目的として、平成24年12月13日に施行されました。同法の規定に基づき、消費者教育の推進に関する基本的な方針が定められ、全ての国民は消費者であることから、誰もが、生涯を通じて、さまざまな場で、消費者教育を受けることができるよう消費者教育を推進することが求められています。

また、成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が、令和4年4月1日から施行されました。成年年齢の引下げによって、18歳から保護者の同意を得ずに、さまざまな契約ができるようになったことなどから、若者が消費者トラブル等に巻き込まれる可能性が高くなることが懸念されています。中学校段階においても、合理的意思決定ができ、被害に遭わない消費者及びより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成を目指し、消費者教育の機会をより一層充実させていくことが重要です。

中学校の学習指導要領(平成29年告示)では、後掲の【表】のとおり、総則、社会、技術・家庭、特別の教科 道徳で、消費者教育に関する内容が示されています。学校教育において、学習指導要領に基づき、生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育に関する指導の充実が求められています。

【表】

総則	第2 教育課程の編成 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成 (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。
社会	第2 各分野の目標及び内容 [公民的分野] 2 内容 A 私たちと現代社会 (2) 現代社会を捉える枠組み ア (1) イ (7) B 私たちと経済 (1) 市場の働きと経済 ア (7) (ウ) イ (1) (2) 国民の生活と政府の役割 ア (7) イ (7) C 私たちと政治 (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 ア (7) 3 内容の取扱い (3) 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。 ア (1) については、次のとおり取り扱うものとする。 (イ) イの (7) の「個人や企業の経済活動における役割と責任」については、起業について触れるとともに、経済活動や起業などを支える金融などの働きについて取り扱うこと。<後略> イ (2) については、次のとおり取り扱うものとする。 (7) アの (7) の「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。
技術・家庭	第2 各分野の目標及び内容 [家庭分野] 2 内容 C 消費生活・環境 (1) 金銭の管理と購入 ア (7) (1) イ (2) 消費者の権利と責任 アイ (3) 消費生活・環境についての課題と実践 ア 3 内容の取扱い (4) 内容の「C消費生活・環境」については、次のとおり取り扱うものとする。 イ (1) については、中学生の身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと。アの (7) については、クレジットなどの三者間契約についても扱うこと。
特別の教科 道徳	第2 内容 A 主として自分自身に関すること [節度、節制] C 主として集団や社会との関わりに関すること [遵法精神、公德心]

「学習指導要領における消費者教育に関する主な内容(抜粋)」(文部科学省ホームページ)を基に作成

2. 東京都の公立中学校における消費者教育の取り組み

「東京都教育ビジョン(第5次)」(令和6年3月)では、「基本的な方針4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育」の「施策展開の方向性⑩ SDGsの理念等を踏まえた持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成」において、主権者として社会に参画する能力の育成を掲げています。学習指導要領において位置付けられている消費者教育に関する内容について、全ての学校でその意義を踏まえた適切な指導が行われるよう指導・助言するとともに、東京都消費生活総合センターが作成した教材や外部講師の活用を促し、消費者教育を推進しています。